

福島県農業近代化資金利子補給要綱

(昭和46年4月21日付け46農経第172号福島県農政部長通知)

(最終改正 令和8年4月1日付け8農支第727号福島県農林水産部長通知)

(趣 旨)

第1条 県は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）が法第2条第3項に規定する農業近代化資金を貸し付ける場合、当該融資機関に対し福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で利子補給金を交付する。

(利子補給の対象とする農業近代化資金の種類及び利子補給率)

第2条 利子補給の対象とする農業近代化資金の種類及び利子補給率は別表第1に定めるとおりとする。

(利子補給金の交付の対象)

第3条 利子補給金は、融資機関が福島県農業近代化資金融通措置要綱（平成14年8月7日付け14農経第432号福島県農林水産部長通知。以下「融通措置要綱」という。）第2の1に掲げる者に対し、農業近代化資金を貸し付けた場合、当該融資機関に対し交付する。

(利子補給の契約)

第4条 利子補給は、この要綱で定めるもののほか、利子補給に関し知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日までの期間（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日までの期間（以下「下期」という。）における第2条各項に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（当該期間の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれの当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は別に知事が定める。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げる書類とする。

(決定の通知)

第7条 規則第7条の決定の通知は承認したものにあつては第2号様式、承認しないものにあつては第3号様式によるものとする。

(変更の承認申請)

第8条 規則第6条第1項の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合又は借入辞退があつた場合は、農業近代化資金利子補給承認変更申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の利子補給承認変更申請書を受理した場合において適正であると認めた場合にあつては、農業近代化資金利子補給変更承認書(第2号様式)を、不相当である認めた場合にあつては、農業近代化資金利子補給変更不承認書(第3号様式)を当該融資機関に対し交付するものとする。

(利子補給金の交付の請求)

第9条 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは農業近代化資金利子補給金請求書(第4号様式)に農業近代化資金利子補給計算明細実績表(第5号様式)を添えて上期にあつては7月末日まで、下期にあつては1月20日までに2部を知事に提出しなければならない。ただし、県が利子補給計算事務を機械により処理している融資機関にあつては「福島県制度資金利子補給事務電算処理要領」に定めるところによる。

(状況報告)

第10条 融資機関は、次の表に定めるところにより、事業の実施状況を知事に報告しなければならない。

融資機関名	報告書	提出期限
(1) オンラインによるデータをもとに県が利子補給計算事務を機械により処理している融	農業近代化資金貸付 状況報告書 (第6号様式)	留保金受入、払出の 都度 (融通措置要綱第5の2に 規定するクイック融資(以

<p>資機関</p>		<p>下「クイック融資」という。)による貸付けの場合で、県から利子補給承認の通知を受けていない場合は、県からの利子補給承認の通知を受け次第速やかに)</p>
<p>(2) (1)以外で県が利子補給計算事務を機械処理している融資機関</p>	<p>1 農業近代化資金貸付状況報告書 (第6号様式)</p> <p>2 特例移動報告書 (第7号様式)</p>	<p>貸付又は条件変更の日の属する月の翌月5日まで (クイック融資による貸付けの場合で、貸付実行日の属する月の翌月5日までに県から利子補給承認の通知がない場合は、県からの利子補給承認の通知を受け次第速やかに)</p> <p>延滞(延滞発生があった月末までに当該延滞額の償還があった場合を除く。)、償還(約定償還を除く。)のあった日の属する月の翌月の5日まで</p>
<p>(3) (1)、(2)以外の融資機関</p>	<p>1 農業近代化資金貸付実行報告書 (第8号様式)</p> <p>2 農業近代化資金融資残高移動報告書</p>	<p>貸付又は貸付条件変更の日の属する月の翌月の5日まで (クイック融資による貸付けの場合で、貸付実行日の属する月の翌月5日までに県から利子補給承認の通知がない場合は、県からの利子補給承認の通知を受け次第速やかに)</p> <p>上期及び下期に係わるものについて各期末の翌月10</p>

(書類の経由)

第11条 融資機関が規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の県農林事務所長を経由して提出しなければならない。

(利子補給金に係る帳簿等の保存年限)

第12条 融資機関は、利子補給金に係る帳簿及び証拠書類を当該利子補給事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 第6条第1項又は第8条第1項の利子補給承認(変更)申請は、ふくしま県市町村共同電子申請システム(県と市町村が共同で開発した電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用するシステムをいう。以下「電子申請」という。)により行うことができるものとし、電子申請について必要な事項は、福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年12月26日福島県条例第94号)及び福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年12月24日福島県規則第90号)の定めるところに準ずるものとする。

2 前項の申請にあたり必要な添付書類のうち、原本とされているものは別途郵送等により提出するものとし、写しとされているものは郵送又は電磁的記録で作成されたファイル等を電子申請の際に添付するものとする。

附 則

(中略)

(制定 昭和46年4月21日46農経第172号)

附 則

- 1 この要綱は平成22年5月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成22年7月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成22年8月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成22年9月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成22年10月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成22年11月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成22年12月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成23年2月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成23年5月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成23年8月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成23年10月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成23年12月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成24年1月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成24年4月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成24年5月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成28年2月19日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成29年11月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和2年9月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和3年6月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和5年3月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。